



# 事務所通信

2023 February

vol.  
19

令和5年2月

第19号

発行: 加納税務会計事務所

事務所HP



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

## 敵を知る

先月22日に恒例の大相撲初場所が千秋楽を迎えるました。現在大相撲界は空前の戦国時代となっており、令和4年は毎場所優勝力士が変わっている状況。誰が優勝してもおかしくない中、横綱照ノ富士が休場中ということもあって番付最上位となった大関貴景勝が見事優勝し面目を果たしました。こんな状況は平成3年以来のことですが、その平成3年は絶対的な強さを誇っていた横綱千代の富士が引退し、後に横綱となる若貴兄弟や曙が台頭してきた時でした。この頃は脇役でも強烈な個性を放っていた力士も多くいましたが、その中でも抜群の成績を残していたのが安芸ノ島（後に安芸乃島に改名）です。

彼は元大関初代貴ノ花が創設した藤島部屋に15歳で入門。連日の猛稽古のお陰もあって20歳で幕内に上がり、しぶとさを武器に強敵を次々になぎ倒し、獲得した金星（横綱、大関、関脇、小結以外の力士が横綱に勝つこと）は何と16個！また活躍した力士に送られる三賞（殊勳、敢闘、技能）獲得回数は19回。これらは今でも破られていない記録で、いかに彼が強かったかが分かります。であれば当然、大関、横綱へと昇進すると誰もが思っており、何度かチャンスはありました。格下への取りこぼしが多かったため関脇止まりで引退となってしまいました。

引退後、安芸乃島は親方となり所属していた貴乃花部屋で後進の指導にあたっておりましたが、

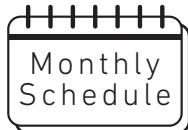
師匠である弟弟子の貴乃花と指導方針を巡って対立、高田川部屋へ移籍しました。実はこれがきっかけで安芸乃島は自分の相撲観が180度変わる衝撃を受けたそうです。というのも彼は若い頃、自分の地力が上がれば自然と相撲も勝てるようになると想い、ひたすら番数をこなす稽古をしてきました。また当時の師匠も技術指導はほとんどせず、その姿を見守っていたようです。そして本場所も作戦など考えず自然体で臨んでいたのですが、その結果、ツボにはまれば横綱をも倒す強さがあった一方、弱点を突かれると脆さが出て負けに繋がっていました。しかし移籍した高田川部屋では、地力をつける稽古がある一方、相手を想定した緻密な稽古も行い、時として稽古を一旦止めて師匠が技術指導をする姿を見たのです。それにより現役時代、自分よりも遥かに格下と思っていた力士が勝つ理由が分かり、自分が大間に昇進できなかった理由もはっきりと分かったそうです。

勝負事には必ず相手がいますから、より高い確率で勝つには相手をしっかり研究することが重要です。その上でとっさに動けるように稽古する必要があります。ビジネスの世界も競合というライバルがいますので、その中で抜きんでて結果を残すには地力をつけるだけではなく、競合の研究をしなければなりません。中々思うように業績が伸びないという方は、一度しっかりと競合を研究し、経営戦略を考えてみてはいかがでしょうか？

News

事務所の最新ニュースをお伝えします

2/23（木）は天皇誕生日の祝日ですが、業務日とさせて頂きます。その代わりに3/16（木）は平日ですが、スタッフの確定申告の慰労のための特別休業日とさせて頂きますので、業務は行いません。悪しからずご了承下さい。



2月対応の必要事項をリマインド

- 1** **6月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、2月末までに中間納税をしなければなりません。**  
→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思いますので、2/28（火）までに納付の対応をお願い致します。  
納税が必要かどうか分からぬ方は当事務所までお問い合わせ下さい。
- 2** **事業者のうち前年1/1時点で一定金額以上の事業用固定資産があった場合、2月末までに償却資産税の第4期分の納税をしなければなりません。**  
→令和4年中に事業をされていた方以外にも確定申告が必要な場合がございます。特に令和4年中に「2箇所以上で給与の支払いを受けていた」「住宅ローンを組んでマイホームを購入した」「不動産を売却した」「株式、FX、先物取引、暗号資産などの売買を行った」「不動産の賃貸を開始した」「相続があった」などがあった方はお早めにご相談下さい。
- 3** **2/15より個人の所得税確定申告書の受付が開始されます（申告期限は3/15）。**  
→令和4年中に事業をされていた方以外にも確定申告が必要な場合がございます。特に令和4年中に「2箇所以上で給与の支払いを受けていた」「住宅ローンを組んでマイホームを購入した」「不動産を売却した」「株式、FX、先物取引、暗号資産などの売買を行った」「不動産の賃貸を開始した」「相続があった」などがあった方はお早めにご相談下さい。
- 4** **2/1より贈与税申告書の受付が開始されます（申告期限は3/15）。**  
→税務上の贈与の範囲は広いですので、令和4年中に無償で金銭や金銭以外の物を取得された方はお早めにご相談下さい。



税務、資金繰りなど経営に関わる新制度を紹介

## ① 昨年10月よりインボイス制度「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出が可能となりました

上記申請書は納税地の所轄税務署長に提出致します。当事務所にご依頼頂ければe-Taxにて即時に提出致しますので、登録ご希望の方はご連絡下さい。

## ② インボイス制度改正案及び登録に係る補助金等の支援措置について財務省より公表されました

インボイスの登録申請を検討する際には、これらの情報も参考にしてみて下さい。詳細についてはご面談時にご説明させて頂きます。



## ③ 令和4年分の確定申告から、書面及びマイナンバーカード方式以外（ID/PW方式等）についても公金受取口座登録が可能となりました

上記登録をすることにより、今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付、行政機関における口座情報の確認作業等が不要になります。

